



2010 Vol.19

石川県能登島ガラス美術館（七尾市）

ほうじん ななお

消費税期限内納付

法人会 一声運動

 社団法人 七尾法人会

第31回通常総会

公益性を一層高めよう

市民等をも対象に研修会・講演会を

5月24日、加賀屋において戴原七尾税務署長を始め、多くの来賓を迎え通常総会が開催された。

会長あいさつの後、加入率が低下している組織の状況、研修会等の参加状況、特殊支配同族会社の損金不算入制度の廃止につながった、税制改正要望の取組や租税教室の開催状況等の平成21年度の事業実施報告とそれに関連する収支が報告され、会員の承認を得た。

引き続き、23年度中に公益法人への認定を受けるに必要な講演会や租税教室の開催等、公益性の多い行事を含む平成22年度事業計画(案)及び同収支予算(案)が提出され、満場一致で可決された。



通常総会に引き続き、アサヒビール(株)名誉顧問、中條高德氏より「歴史に学ぶ日本人の生きざま～経営者に送るメッセージ」の演題で、記念講演が行われた。

七尾出身の延命直松さんとともに取り組んだアサヒビール再建の苦労話に絡め、国家の興廃は歴史から見ても①その民族に理想や夢をなくした民族②すべての価値を物で判断し、心の価値を見失なった民族③自分の国の歴史を忘れた民族である。

企業でも、企業理念が確立されて、トップから従業員の末端まで浸透し、その上、お客さまが喜んでくれる商品を作ることが出来る組織が生き延びることが出来る。そのためには知識はあるに越したことはないが、知識より①夢の高さ②信念③やる気を持った知恵が必要である。又、トップに求められるものは、決断力であり、多数決での判断ではない。そのためには全ての情報が入って来る組織を造り上げることが必要であるとのことであった。



平22年度事業計画 H22.4.1～23.3.31

1. 組織関係

- (1) 公益性拡大の観点から、前年度を上回る会員数並びに加入率を目指し、退会防止に努めながら、積極的な会員増強を図る
- (2) 会員増強に当っては
 - イ. 全会一体となった取り組み体制の醸成
 - ロ. 税務当局及び税理士、関係諸団体との連携強化
 - ハ. 福利厚生制度取扱三社と連携を密にした会員増強
- ニ. 金融機関等に対する協力要請
- (3) 支部組織の充実
- (4) 公益法人制度改革への適確な対応

2. 研修関係

- (1) 多様化する会員のニーズを踏まえて内容の充実を図るとともに、研修参加人員の増大を図る
- (2) 新公益法人制度を踏まえ、会員企業に加えて一般市民等にも対象を広げた研修・講演会を開催し、一層公益性を高めることとする
- (3) 申告納税制度の一層の定着を図るため、研修会等を通じて引き続き消費税の「期限内納付」並びに「e-Tax」の普及推進に努める

3. 税制関係

- (1) 税制に関する意見、要望の集約及び具申
- (2) 地元選出国會議員や地方自治体への陳情
- (3) 他の納税協力団体との連絡協調

4. 社会貢献活動関係

- (1) 税の啓発活動の実施
- (2) 地域社会との共生を目指した祈願像の設置の推進
- (3) 租税教育への取組み

5. 広報関係

- (1) イメージアップ・知名度向上や会員増強等を図るための広報の充実
- (2) 公益法人制度改革を踏まえ、広く国民に対して税の啓発に資する広報に努める

6. 福利厚生関係

- (1) 経営者大型総合保障制度の推進
- (2) 経営保全プランの推進
- (3) がん保険制度、法人会医療保険の推進

7. イータックスの利用推進関係

- (1) 役員企業の利用率の拡大
- (2) 会員企業への更なる普及と利用拡大
- (3) 役員等の確定申告などの利用勧奨



新署長着任のごあいさつ

七尾税務署 石 黒 巖 氏

署長プロフィール

(略 歴) ・東北財務局 福島財務事務所長 (平成 15 年 7 月)
・東北財務局 理財部次長 (平成 16 年 7 月)
・中小企業金融公庫 経理部次長 (平成 17 年 7 月)
・財務省会計センター 研修部長 (平成 21 年 7 月)
・七尾税務署長 (平成 22 年 7 月)

本年 7 月の定期人事異動により、七尾税務署長を拝命しました石黒巖でございます。

社団法人七尾法人会の皆様方には、日ごろから税務行政の円滑な運営につきまして、深いご理解と格別のご協力を賜り、本誌をお借りしまして厚くお礼申し上げます。

私は、東京の本省(財務省)勤務が長く、北陸の勤務は初めてでございますが、出身が富山県でもありますので、七尾署管内の良さも知っており、この地で仕事ができますことを大変喜ばしく思っているところでございます。着任後、管内を巡回させていただくにつれ、長い歴史に育まれた伝統文化を持つ土地柄であることを再認識し、非常に興味深く感じております。

さて、社団法人七尾法人会におかれましては、創設以来、「健全な経営と社会への貢献」をテーマに、「良き経営者を目指すものの団体」として管内法人納税者の大半を会員とし、各種の研修会や講演会を活発に開催されるなど、正しい税知識の普及や意識の向上、あるいは、地域社会への貢献活動に取り組まれ社会の発展にも大きく寄与されていると伺っております。

こうした活動に対しまして深く敬意を表しますとともに、会員の皆様方一人一人の並々ならぬ熱意とご尽力に対しまして、心から感謝申し上げる次第でございます。税務行政を取り巻く環境は、少子高齢化の進展や経済グローバル化、IT化により大きく変化しております。このような様々な環境の変化の中で、「適正公平な課税と徴収の実現」に向けて与えられた使命を着実に果たすため、私どもは、限られた人的・物的資源を最大限活用していかなければなりません。そのためには、納税者の皆様の利便性の向上や事務の効率化を図るとともに、私どもの考え方や施策について、十分に説明してご理解を得て、信頼される税務行政を推進していくことが、非常に重要であると考えております。その一方で、納税者の公平感を保つために、悪質な脱税や滞納に対しては厳正な姿勢で臨んでいく必要があります。

既にご承知のとおり、e-Taxにつきましては、納税

者の利便性の向上や事務の効率化に役立つものであり、電子政府構築に向けた取組みの一環としまして、局署を挙げて、その普及拡大に取り組んでいるところでございます。

七尾法人会の皆様方にも、研修会の開催や利用推進委員会の設置など、普及に向け多大なご協力をいただいてまいりました。今後とも、私どもは、「オンライン利用拡大行動計画」の目標値に向け、更なる取組を推進してまいりますので、皆様方におかれましても、より積極的かつ効果的にe-Taxの利用拡大に取り組んでいただきますよう引き続きご支援とご協力をお願い申し上げます。

もとより、税務行政の最大の課題は、適正、公平な課税の実現、期限内収納の確保及び納税者サービスの更なる向上であります。私どもといたしましては、その課題を達成するため、なお一層努力するとともに、時代の変化に柔軟かつ的確に対応した税務行政を推進してまいりたいと考えております。しかしながら、このことは納税者の皆様のご理解とご協力があつて初めて成し得ることでございます。

七尾法人会の皆様方には、税務行政の良き理解者として今後ともなお一層のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

最後になりましたが、社団法人七尾法人会のますますのご発展、会員の皆様方のご繁栄を、心から祈念申し上げます、私の挨拶とさせていただきます。

【七尾税務署幹部職員のご紹介】

平成22年7月10日現在

署 長	石 黒 巖
総務課長	長谷川清彦
管理運営部門統括官	和田 敏郎
管理運営・徴収部門統括官	塚本 潔
個人課税第一部門統括官	西田 伸一
個人課税第二部門統括官	森田 定克
法人課税第一部門統括官	太島 浩久
法人課税第二部門統括官	松下 昭夫
法人課税第一部門 上席国税調査官(法人会担当)	野村 和重

平成22年度 税制改正の概要

[主な改正事項を掲載しましたので他の事項も含めて詳細については税務署等に照会して下さい]

1 法人課税

(1)特殊支配同族会社の役員給与の損金不算入制度の廃止

特殊支配同族会社がその業務主宰役員に対して支給する役員給与のうち、給与所得控除額相当部分を法人段階で損金不算入とする制度が廃止されます。

適用時期 平成22年4月1日以後終了する事業年度

(2)租税特別措置等

①中小企業投資促進税制の延長

中小企業者等が一定の機械等を取得した場合の特別償却または特別税額控除制度の適用期限が2年延長されます。

②中小企業者等の小額減価償却資産の取得価格の損金算入特例の延長

中小企業者等が30万円未満の減価償却資産を取得した場合に即時償却(300万円が限度)ができる同制度の適用期限が2年延長されます。

③中小企業者等基盤強化税制の拡充

中小企業者等が情報基盤強化設備等を取得した場合の特別償却または特別税額控除制度の対象に一定のセキュリティ要件を備えた仮想化ソフトウェア等が追加されます(従来の情報基盤強化税制は廃止)。

④研究開発促進税制の延長

試験研究費の増加額に係る税額控除(増加型)又は平均売上金額の10%を超える試験研究費に係る税額控除(高水準型)を選択適用できる制度の適用期限が2年延長されます。

⑤交際費等の損金算入特例の延長

中小法人に係る交際費等の損金算入の特例が2年間延長されます。

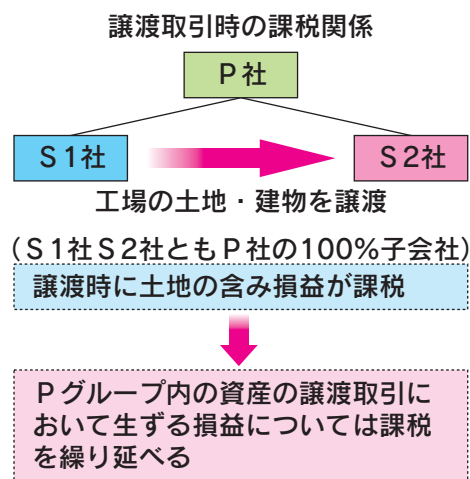
適用時期 平成24年3月31日まで延長
(③については平成23年3月31日まで)

(3)グループ法人税制の整備等

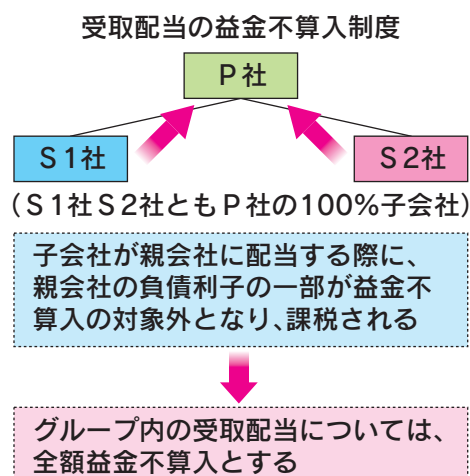
①グループ内取引等に係る税制

100%グループ内の内国法人間で一定の資産の移転を行ったことによる譲渡損益は、その資産をグループ外に移転等する際に、その移転を行った法人において計上する制度が創設されます。

また、100%グループ内の内国法人間の寄附金については支出法人においてその支出した寄付金の全額が損金不算入とされるとともに、受領法人において受けた受贈益の全額が益金不算入となります。



さらに、100%グループ内の内国法人からの受取配当について益金不算入制度を適用する場合には、負債利子控除を適用しないこととされます。



②中小企業向け特例措置の適用制限

資本金の額または出資金の額が5億円以上の親会社の場合、その100%子会社である中小法人に対しては、以下の特例が適用されなくなります。

(イ)法人税の軽減税率

(ロ)特定同族会社の特別税率の不適用

(ハ)貸倒引当金の法廷繰入率

(ニ)交際費等の損金不算入制度における定額控除制度

(ホ)欠損金の繰戻しによる還付制度

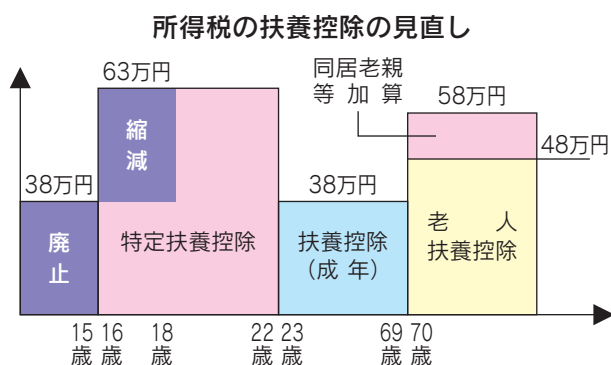
適用時期 平成22年10月1日から適用(ただし、①の受取配当の益金不算入制度、②の中小企業向け特例措置の適用制限については、平成22年4月1日以後開始する事業年度より適用)

2 所得課税

(1)諸控除の見直し

①扶養控除の見直し

年少扶養親族(扶養親族のうち年齢16歳未満の者)に係る扶養控除は廃止され、また、特定扶養控除(扶養親族のうち年齢16歳以上23歳未満の者)のうち、年齢16歳以上19歳未満の者に係る扶養控除の上乗せ部分(25万円)が廃止されます(扶養控除の額は所得税が38万円、個人住民税が33万円)。



②同居特別障害者加算の特例の改組

扶養親族または控除対象配偶者が同居の特別障害者である場合、扶養控除または配偶者控除の額に35万円を加算する特例措置が、同居特別障害者に対する障害者控除の額を75万円(個人住民税53万円)に引き上げる措置に改められます。

適用時期 平成23年分所得税から適用
(個人住民税は平成24年度分から適用)

(2)金融証券税制

①生命保険料控除の改組

平成24年1月1日以後に締結した保険契約等に係る生命保険料控除は、その適用限度額が以下の①～③のとおりとなり、各保険料控除の合計適用限度額はそれ以前の契約と合わせて所得税12万円(個人住民税7万円)となります。

①一般生命保険料控除(遺族保障)
控除限度額/所得税4万円、個人住民税2.8万円

②介護医療保険料控除(介護・医療保険)
控除限度額/所得税4万円、個人住民税2.8万円

③個人年金保険料控除(老後保障)
控除限度額/所得税4万円、個人住民税2.8万円

適用時期 平成24年分以後の所得税(個人住民税は平成25年度分以後)

3 資産課税

(1)住宅関係

①直系尊属から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の贈与税の非課税措置

非課税限度額(現行500万円)が以下のように引き上げられます。

- ・平成22年中の住宅取得等資金の贈与
⇒1,500万円
- ・平成23年中の住宅取得等資金の贈与
⇒1,000万円

※適用対象となる者は、贈与を受けた年の合計所得金額が2,000万円以下の場合に限ります。

適用時期 平成23年12月31日まで。ただし、平成22年中に住宅取得等資金の贈与を受けた者については、現行の制度との選択適用となります。

②住宅取得等資金の贈与に係る相続時精算課税制度の特例

特別控除の上乗せ(現行1,000万円)の特例を適用期限(平成21年12月31日)をもって廃止し、贈与者の年齢要件の特例は適用期限が2年延長されます。

適用時期 平成23年12月31日まで

経済活性化に資する税制の確立を

平成23年度税制改正に関する提言

九月二八日、熊本県のグランメッセ熊本で開催された第二十七回法人会全国大会において、平成二十三年税制改正に関する提言が決議された。



第一 法人税制について

一、法人税の税率の引き下げ

実効税率をアメリカ並みの四〇、六九％から欧州・アジア主要国並みの三〇％以下に。

二、中小企業軽減税率の引き下げ等

二十二％から十八％の引き下げを時限措置ではなく恒久化するとともに、適用所得金額を少なくとも一、六〇〇万円程度に引き上げること。

三、交際費課税制度

定額控除限度額の更なる引き上げ、損金不算入割合の撤廃。

四、役員給与

利益連動給与については、同族会

社についても一定の要件の下で、経営意欲、企業活力を発揮させるため認めるべきである。

五、同族会社の留保金課税

特定同族会社の留保金課税をも廃止すること。

六、電子申告

一層の利用促進を図るため、地方税の電子申告との一体化。

七、その他

租税特別措置は、政策目的を果したものは廃止、中小企業の投資促進税制など経済活性化に寄与する措置は、本則化あるいは新設すべきである。

第二 個人所得税制について

一、所得税と住民税のあり方

税負担の歪みを直し、広く、薄く負担を求めるべきである。

二、各種控除制度の整理合理化

複雑な人的控除については、整理・合理化し、基本的な人的控除に集約すること。

三、少子化対策

例えば、児童に対する税額控除を導入し、子供が多くなるほど税負担が軽減される制度の創設を求める。

四、金融所得一体課税

統合・簡素化や金融商品・取引間の損益通算による一体課税。

五、納税者番号制度

制度の早期導入に向けて早急かつ十分な検討をすべきである。

第三 相続税制について

一、相続税

現行水準を維持し、これ以上の課税強化とならないこと。

二、贈与税

相続税の見直しと併せて、総合的な見地から、そのあり方を再検討すること。

三、相続時精算課税制度

非課税枠の拡大と六十五歳から六十歳への年齢制限の引き下げ。

税制改正に関するスローガン

◎行財政改革を推進するため、議員・公務員定数の大胆な削減を！

◎税制の抜本改革を行い、元氣な日本の復活を！

◎法人実効税率は欧州・アジア主要国並みの三〇％以下に引き下げを！

◎所得税は広く薄く負担を求め、基幹税としての役割強化を！

◎適用要件を緩和・是正し、企業の継続に役立つ事業承継税制を！

◎歳出・歳入の全体的な見直しの中で消費税率引き上げの議論を！

◎地方分権の推進のため、三位一体改革の更なる徹底を！

◎年金・医療・介護の制度改革を断行し、持続可能な社会保障制度の確立を！

第四 事業承継税制について

適用要件の緩和と欧米並みの本格的な事業承継税制の確立。

第五 消費税率について

一、消費税率引き上げの条件

引き上げざるを得ないものと認識しているが、その場合でも国民の不安を可能な限り少なくした上で行うこと。

二、滞納防止

第六 地方税制の見直しについて

一、固定資産税の軽減

都市計画税と併せて制度の見直しと負担軽減を求める。

二、事業所税の廃止

固定資産税との二重課税的な性格を持つことから、廃止すべきである。

三、申告納税の合理化

納税手続きの一層の合理化。

四、超過課税・法定外目的税

税の公平・中立の観点から、法人企業に対する安易な課税は避けるべきである。

第七 環境税制について

役員会・委員会

税務懇談会



率の高率につながっている現状に結びついていないのかとの評価もされ、更なる会員企業の利用推進と従業員等の利用拡大についての依頼もあった。

国税庁の定期人事異動により、7月10日付で新しく七尾税務署長に着任された石黒巖氏を迎えて、役員との懇談会が8月26日に開催された。

石黒署長からは、税務行政の遂行において、法人会の有形無形の役割は大であり、日頃の法人会の活動に対して感謝の意が述べられるとともに、今後についても絶大な協力をお願いされた。

又、国税当局が最重要課題として取り組んでいるe-Taxの利用拡大についても「e-Tax利用推進委員会」の設立やe-Tax体験研修会への積極的な開催が利用

改正税法説明会

9月1日、2日の両日、羽咋、七尾の2会場で平成22年度の税制の改正にともなう説明会が開催された。

法人会員からの強い要望があり、平成22年度税制改正に関する提言にも決議された特殊支配同族会社に対する役員給与の損金不算入制度の廃止については、平成22年4月1日以後に終了する事業年度から廃止された。

又、企業グループを対象とした、法制度や会計制度が定着しつつある中、税制においても法人の組織形態化に対応するとともに、課税の中立性や公平性等を確保する観点から見直しが行われた。

当日は、七尾税務署審理担当者を講師として具体的な適用時期、計算方法、適用条件等の解説が行われた。



e-Tax研修会

法人税・消費税・所得税などの申告、源泉所得税・印紙税をはじめ、すべての税目の納税、申請、届出等がインターネットで行え、多忙な時でも税務署へ出かける必要がなくなり、事務の効率化を図ることが出来るe-Taxを会員企業の更なる普及と、役員及び従業員の個人申告への利用拡大を目的とした研修会が、本年も10月22日、七尾間税会との共催で七尾西湊合同庁舎において、4～8月決算法人を対象に行われた。

当日は七尾税務署の野村和重氏が講師を務め、諸申請や申告が自己のパソコンから出来る手順等の具体的な説明が行われた。



法人会キャラクター：けんた

青年部会だより

視察研修

2月5日～6日の両日、法令順守に努めるとともに、経営理念「常に考える」をモットーに、その社会的責任の重さを自覚し、企業人、社会人として求められる倫理観によって公正かつ適切な経営を実現していくことが何より重要であると考え、そのための行動基準として、臨時従業員を含む全役職員は ①企業活動において不公正な競争は行いません ②投資家に対し、必要な情報を適切に開示します ③従業員の人權を尊重するとともに、良好な職場環境の維持を図り、災害等が起こらないよう努めます ④地域社会との調和を図ります ⑤官公庁との健全な関係を保ちます ⑥国際社会の一員としての自覚を持ち、法令の順守および文化、慣習を尊重します ⑦地球環境の保護に努めますを掲げて、昭和40年8月の設立以来、電気設備資材、給排水設備およびガス設備資材の製造を続け、従業員775名、年商207億円(平成22年3月期)に至っている未来工業(株)を大垣工場のある岐阜県大垣市を8名の会員が訪ねた。



当日は早朝に七尾を出発、北陸自動車道をひた走り、大垣インターから当社に赴き、取締役の相崎有平さんの案内のもと、工場内を見させてもらいながら会社のモットーとしていること、行動基準の徹底度合等の説明を受けた。その後、下呂温泉で楽しい一時を設け懇親を深めた。

租税教室の開催

1月22日、昨年より社会貢献活動の一環として取り組んだ最初の租税教室を、七尾市北星小学校で6年生20名に対して開催した。当日は、窪副部長がメイン講師となり部会員6名がサブとなって国税当局が作成したビデオを利用して、税のある社会と税の無い社会の例示を警察や消防体制の違い、災害発生時の対応の違い等、具体的な事項を基に説明し、税の役割について理解を求めた。



一方、各国の税制の違いや税金の種類等についてもクイズ方式で児童に問いかけ、答えを得ながら進めた。又、地方税についても市町が事業を行うにあたっては基本となるのは市民税や固定資産税等のそれぞれ独自の税収であり、そのためには市民が税の役割や必要性を十分理解することが、より一層大切であることと、税金の額の重さを1億円相当の札束で体感した。

スローガン みんなで見よう!いろいろ聞こう!たのしく論ろう!

第24回法人会全国青年の集い「とちぎ大会」は、10月14日～15日の両日、宇都宮市の栃木県総合文化センターを中心に全国から約2,300名の会員が参加して開催された。

本大会は、青年部会活動の大きな柱として平成20年度から積極的に推進している「租税教育活動」の全国的展開について、租税教育活動のプレゼンテーションとプレゼンテーションの総評と最優秀賞、優秀賞、奨励賞の結果発表が行われた。

なお、今回、従来全法連青連協の了解事項として各県連、単位会へ通知してきた文書等を整理して指針とした。

法人会青年部会「租税教育活動」の指針

「税知識の普及、納税意識の高揚」は、法人会の目的として掲げた崇高な基本理念である。その原点に立ち返って考えれば、われわれ青年部会も「税」に関わる事業を中心として活動することが望ましいと思われる。

地域社会への貢献活動も、一般的なボランティア運動をただ闇雲にすることはなく、「税の啓発」を主体としたものが本来の目的に沿った活動になることを理解すべきである。その意味でも「租税教育活動」は法人会の原点に立脚した重要な要素を含む意義ある活動であると考えられる。

日本の未来を担う子供たちに、税の仕組み・税の大切さをわれわれ青年経営者および青年経営幹部の立場から教え、税の使われ方にも興味を持って国や地域社会を愛する気持ちを醸成させていく。これこそが、われわれにとっても魅力的でやりがいのある活動となり、引いては、法人会の存在意義を広く世間に知らしめることに繋がっていくものと確信するものである。

経営革新塾2010 始まる

新事業展開を図りたい、新規市場開拓を図りたい、新商品・サービス等の開発を目指したい、既存事業の底上げのための戦略プランの具体化を図りたい、等の考えを持っている方などを対象とした「経営革新塾2010」が七尾市、七尾商工会議所、(社)七尾青年会議所との共催で、9月15日から開催された。

初回は、(株)ジーアンドエス代表取締役社長萩原扶未子氏より、のど・七尾発!今、伸びる経営とは?とのテーマで学んだ。第2回目は、のど共栄信用金庫企業支援部長野崎豊昭氏より、伸びる経営のための銀行活用法とのテーマで、銀行が評価するビジネスプランや銀行の活用法を学んだ。今後、12月15日の第10回目の講演まで、萩原氏が毎回講師も兼ねてコーディネーターとして、講座毎に個別に専門家を招いて開催される。

女性部会だより

企業視察

6月16日～17日の両日、昨年の青年部が訪ねた長野県伊那市の「伊那食品工業(株)」に16名の参加を得て出発した。

社是に いい会社を作りましょう～たくましく そして やさしく～を掲げ、寒天製造で世界シェア一位、売り上げ165億円、会社設立から48年間の増収増益、理念、将来性などが総合的に高く評価され、経営に関する数々の賞を受賞されている当社で、秘書広報室長(取締役)丸山勝治様より社是の意味等について説明をいただいた。「いい会社」とは、社員が幸せになり、消費者も仕入れ先も取引先も地域の方々も「いい会社だね」と思ってくださいること。「たくましく」は自分を律することで、その厳しさに耐えるということ。「やさしく」は相手のことを考えられる能力を持つということ。「つくりましょう」としたのは、みんなで一緒に、という意味もさることながら、常に満足という状態はあり得ないことを前提として、永続的であることを意味するものです。一方、「いい会社」をつくるためには、①常にいい製品をつくる ②売れるからといってつくりすぎない、売り過ぎない ③できるだけ定価販売に心がけ、値引きをしない ④お客様の立場に立ったものづくりとサービスに心がける ⑤美しい工場・店舗、庭づくりをする ⑥上品なパッケージ、センスのよい広告を行う ⑦メセナ活動とボランティア等の社会貢献を行う ⑧仕入先を大切にする ⑨経営理念を全員が理解し、企業イメージを高める ⑩以上のことを確実に実行し、継続する。これらを自分の戒しめとし、成長への原則だと考えている。

なお、上田市近郊にある太平洋戦争で志半ばで戦地に散った画学生30余名、300余点の遺作が展示されている戦没画学生慰霊美術館「無言館」を拝観するとともに、日本に現存する近世以前の八角塔としては唯一のものとして知られる別所温泉にある安楽寺と、善光寺が来世の利益をもたらす観音に対し、現世の利益をもたらす観音として知られている北向観音を参拝した。



通常総会 租税教室に取組もう

4月26日、多田屋さんにおいて藪原七尾税務署長、小田七尾法人会会長を来賓として迎え、第15回通常総会が開催された。

平成21年度事業実施報告及び同収支決算報告を承認していただいた後、租税教室の開催を女性部会も実施することとした全国会や県連の事業計画(案)を受け、当会も積極的に実施することとした平成22年度事業計画(案)及び同収支予算(案)が承認された。

総会終了後、租税教室は①3人1チームで構成すれば、3人寄れば文殊の知恵で3人いれば子供達の質問をほとんど乗り切る事ができる、又②ビデオの準備や、教室の時のマグネットを貼るアシスタント役を体験することで、次期講師になることのおもしろさを実感することが出来る一方、「超ローカル」な話題を取り上げることで子供達との距離を縮めることが出来ることや、講師の会社が学校の近所にあると学校側に安心感を与えることが出来る等の事例DVD研修が行われた。

引き続き、藪原署長から租税教室を積極的に取組むこととしたことに対する感謝の言葉と、租税教室の現状説明があった。

交流会



10月26日、のとしま水族館において、恒例の輪島部会員9名に加え、小松部会員14名を迎えての3部会40名の交流会が開催された。多田七尾部会長の歓迎のあいさつの後、日本海側随一、石川県が誇る水族館で夏から秋にかけて能登近海にまで回遊し、富山湾に面した七尾市佐々波沖で捕獲され、収容されているジンベイザメを観賞した。ジンベイザメは成長すると10mを超える大きさとなるが、巨体に似合わず性格はとても穏やかで、プランクトンなどを餌にしており、ジンベイザメに寄り添うように泳ぐ魚たちとともに、ゆっくりと泳ぐジンベイザメを間近に見ることが出来、圧巻であった。その後場所を移し、各部会が取り組んでいる租税教室や地域貢献等、女性部会運営の当面の問題について討議を行った。

『税を考える週間』“IT化・国際化と税”《11月11日(木)～17日(水)》

国税庁では、毎年11月11日から11月17日までを「税を考える週間」と定め、各種の広報・広聴活動を行っております。今年は、「IT化・国際化と税」をテーマとして、急速に発展するIT化・国際化に伴う税の意義や役割などについて考えていただくための情報を提供するとともに、税務行政のIT化への取組に対する理解を深めていただく観点から、「国税電子申告・納税システム(e-Tax)の周知及び利用促進」を重点的に取り組みます。

おめでとうございます

この度、永年の法人会活動等の御功績に対し表彰が授与されました。

財務大臣表彰



前山正一氏

署長表彰



小倉 淳氏

署長表彰



小山秀一郎氏

署長表彰



藤田定一氏

七尾税務署管内の主な行事

行 事 名	日 時	会 場
小中学生の税に関する作品展	11月11日(木)～11月17日(水)	七尾パトリア・コスモアイル羽咋・志賀町文化ホール・アスク・宝達志水町役場 志雄庁舎・宝達志水町民センターアステラス・アルプラザ鹿島店
納税表彰式	11月15日(月)15:00～	フォーラム七尾

年末調整説明会

正しい事務処理を行うためにも、源泉徴収義務者の方々は是非ご出席ください。

なお、説明会の前までに関係用紙を送付することとしていますので、事前に送付した用紙を必ずお持ちください。

月 日	時 間	会 場	対 象 地 域
11月17日(水)	10:00～12:00	七尾サンライフプラザ	七尾市・中能登町
	13:30～15:30		
11月18日(木)	14:00～16:00	志賀町文化ホール	志賀町
11月19日(金)	14:00～16:00	羽咋市文化会館	羽咋市・宝達志水町

* 対象者は、七尾税務署管内の源泉徴収義務者の皆様です。会場・時間帯はご自由にお選びください。

* 駐車場に限りがありますので、公共交通機関のご利用をお願いします。

◆◆◆◆ 事務局だより ◆◆◆◆

☆平成22年度事業報告☆

(平成22年4月1日～10月31日)

- 4. 7 女性部会正副部会長会議
- 4. 8 女性フォーラム岡山大会
- 4. 9 正副部会長会議
- 4. 12 県連総務委員会
- 4. 13 青年部会正副部会長会議
- 4. 21 役員会及び福利厚生制度推進連絡協議会
- 4. 23 県連正副部会長会議及び役員会
- 4. 26 女性部会役員会
- 4. 26 女性部会第15回通常総会・研修会



- 4. 28 県女連協正副会長・監事会議
- 5. 11 県青連協正副会長・監事会議
- 5. 24 第31回通常総会
- 5. 26 県連第27回通常総会
- 5. 28 松任法人会青年部会創立20周年記念式典
- 6. 1 県青連協第19回定時連絡協議会
- 6. 2 県女連協第10回定時連絡協議会
- 6. 3 県連税制委員会
- 6. 10 北法連定時役員総会
- 6. 10 全法連青連協定時連絡協議会
- 6. 16 全法連理事会及び評議員会
- 6. 16 女性部会先進地視察研修
- 6. 21 青年部会役員会

- 6. 21 青年部会第19回通常総会・記念講演会



- 7. 8 県青連協第2回正副部会長会議
- 7. 8 北陸地区青連協連絡会議
- 8. 4 県青連協第3回正副部会長会議
- 8. 19 青年部会正副部会長会議
- 8. 24 県連事務局長会議
- 8. 26 税務懇談会
- 8. 27 女性部会正副部会長会議
- 9. 1 定例研修会（羽咋会場）
- 9. 2 定例研修会（七尾会場）
- 9. 7 県連組織委員会
- 9. 15 経営革新塾



- 9. 28 法人会全国大会「熊本大会」
- 10. 14 全国青年の集い部会長サミット
- 10. 15 全国青年の集い「とちぎ大会」
- 10. 22 イータックス研修会
- 10. 26 女性部会交流会（輪島・小松法人会）

新 会 員 紹 介

◆ (平成21年11月1日～22年10月31日) ◆

法 人 名	代表者氏名
(有)源	中山 ひづる
(有)すみよし	寺 井 強
(株)なかた組	岩 野 幸子
農事組合法人新庄アグリ	堀 江 健爾
(有)板金屋	白 井 秀和
(有)松田外装	松 田 幸久
(有)村上製作所	村 上 勇
(有)森本金網製作所	森 本 陽介
Y2F(株)	中 畠 三雄

会 員 募 集

法人会では税務研修会、講演会など幅広い活動を通じて、企業の繁栄と社会の健全な発展に貢献しています。

・お問い合わせ・連絡先 社団法人七尾法人会

電話 0767-53-6629

・石川県連ホームページのご案内

<http://www.incl.ne.jp/ihojinkai/>

税 務 相 談 に 来 ら れ る 方 へ

面接によるご相談は、事前の予約をお願いします

税務署では、国税に関するご相談のうち、

- ① 内容が複雑で
 - ② 書類などによる具体的な事実確認が必要であり
 - ③ 電話による回答が困難なもの
- } …「個別照会」

につきましては、あらかじめ相談日時を予約していただいております。

なお、ご予約の際には、お名前、ご住所、電話番号、相談内容、相談希望日時をお伺いしています。

次回からは、
相談日時
のご予約を！



- 名前
- 住所
- 電話番号
- 相談内容
- 相談日時



国税に関する一般的なご質問やご相談は、「電話相談センター」をご利用ください。

また、税の取扱いを調べるには、国税庁ホームページ「タックスアンサー（よくある税の質問）」をご利用ください。国税庁ホームページでは、国税に関するさまざまな情報がご覧になれます。

○「電話相談センター」

最寄りの税務署にお電話いただければ、自動音声案内により「電話相談センター」へおつながります。

○ 国税庁ホームページ …………… www.nta.go.jp

○ タックスアンサー(国税庁ホームページからご利用いただけます。)

・ インターネット、携帯サイト …………… www.nta.go.jp/taxanswer

国税の申告と納税は、e-Tax（国税電子申告・納税システム）を是非ご利用ください。
e-Taxホームページ …… www.e-tax.nta.go.jp



金沢国税局・税務署

